

平成28年(健厚)第5086号

平成29年4月28日裁決

主文

- 1 日本年金機構〇〇年金事務所徴収職員が平成〇年〇月〇日付で、審査請求人に対してした、後記第3の5記載の原処分のうち、平成〇年5月1日以降の健康保険料及び厚生年金保険料に係る部分を取り消す。
- 2 その余の審査請求を棄却する。

事実

第1 審査請求の趣旨

主文と同旨。

第2 事案の概要

本件は、健康保険料及び厚生年金保険料の督促及び滞納処分についての厚生労働大臣の権限に係る事務の受任者である日本年金機構〇〇年金事務所徴収職員が平成〇年〇月〇日に、健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金及び延滞金を滞納していた健康保険及び厚生年金保険の適用事業所に対し、平成〇年7月分から平成〇年11月分までの期間(以下「本件期間」という。)に係る保険料等を徴収するため、同事業所がa銀行本店に対して有する預金債権のうち、債権差押通知書到達日現在における普通預金の預金残高及び確定利息の支払請求権(ただし、滞納金額に充つるまで。)を差し押さえる処分をしたところ、本件期間及び後記第3の5記載の本件滞納保険料等の中には、被保険者が0人になった平成〇年5月1日以降の期間に係る健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金及び延滞金も含まれていたことから、同事業所の事業主である審査請求人が、その処分を不服として、当審査会に対し、審査請求をした事案である。

第3 本件審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、事業所名をb社(以下「本

件事業所」という。)と称する、平成〇年〇月〇日(受付)、健康保険厚生年金保険新規適用届を提出して、同月〇日を適用年月日として健康保険法(以下「健康保険法」という。)上の健康保険及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)上の厚生年金保険の適用事業所となった事業所の事業主である。

- 2 請求人は、本件事業所の事業主として、健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金及び延滞金(以下、これらを併せて「保険料等」という。)の納付義務を負っていたところ、これを平成〇年7月分以降滞納していた。
- 3 厚生労働大臣から健康保険料及び厚生年金保険料の督促及び滞納処分の権限に係る事務を受任した日本年金機構(健康保険法第180条、第204条第1項第15号、厚年法第100条の4第1項第29号、第86条)の〇〇年金事務所徴収職員(以下「本件徴収職員」という。)は、本件事業所に対して、本件事業所が滞納している保険料等について、平成〇年〇月〇日に来所通知書、同月〇日に差押え予告通知書を送付し、同年〇月〇日に債務承認書用紙を送付したところ、請求人は、同月〇日付けで債務承認書を作成した上、これを本件徴収職員に返戻して債務承認をした(同月〇日受付)。本件徴収職員は、滞納に係る上記保険料等の督促をしたが、請求人は、これを納付しなかった。
- 4 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、日本年金機構の〇〇年金事務所健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「本件喪失届」という。)を提出し、2名の被保険者が平成〇年5月1日付で資格を喪失したとする届を行い、これによって、本件事業所には被保険者資格を有する者がいなくなった。
- 5 本件徴収職員は、平成〇年〇月〇日、本件期間に係る保険料等(以下「本件滞納保険料等」という。)を徴収するため、本件事業所がa銀行本店に対して有する預金債権のうち、債権差押通知書到達日

現在における普通預金（口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇他）の預金残高及び確定利息の支払請求権（ただし、滞納金額に充つるまで。）を差し押さえる処分（この処分のうち、健康保険料及び厚生年金保険料に係る部分を、以下「原処分」という。）をした。

- 6 請求人は、原処分のうち、本件事業所に被保険者資格を有する者がいなくなった平成〇年5月1日以降の部分の取消しを求めて、当審査会に審査請求をした。

第4 当事者並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法第30条第1項の規定により指名された者の主張の要旨
(略)

理由

1 健保法及び厚年法による適用事業所の事業主は、それぞれ、健保法及び厚年法上の保険料の納付義務を負い、毎月の保険料は翌月末日までに納付しなければならず、これを滞納した場合には、保険者は、督促状を発する日から起算して10日以上を経過した日を指定期限として納付を督促する督促状を発し、なお、その指定の期限までに納付されない場合には、国税滞納処分の例によって徴収することとされている。また、保険者は、上記督促をした場合、滞納につきやむを得ない事情があると認められるとき等を除き、徴収金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については年7.3パーセント。ただし、各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては当該特例基準割合（年14.6パーセントの割合）にあっては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）で、納期限の翌日から徴収金完納又は財

産差押えの日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収することとされている（健保法第161条、第164条、第180条、第181条及び第183条、同法附則第9条、厚年法第82条、第83条、第86条、第87条及び第89条、同法附則第17条の14。）。

- 2 本件記録によれば、本件事業所は、その届出により、平成〇年〇月〇日を適用年月日として健保法及び厚年法の適用事業所となったものであるところ、請求人は、同年7月分以降の保険料等を滞納し、滞納月分ごとにその都度督促状の発行を受けながら、各指定期限までに納付しなかったものであり、本件徴収職員は、再三の折衝を重ねるも本件滞納保険料等の納付について完納の展望が得られない状況のもとで原処分を行ったことが認められる。ただし、本件事業所は、平成〇年〇月〇日（受付）に本件喪失届を提出したことにより、本件事業所の被保険者は0人となったとされ、資格喪失日が本件喪失届の提出日から1年7か月遡及したところの平成〇年5月1日であることから、同年5月分以降の保険料等は生じなかったことになり、請求人はその納付義務を負うものではなく、保険者はこれを徴収する権利を有するものではない。

これに対し保険者は、本件事業所は滞納を続けていて、債務承認をしたこともあり、本件喪失届の提出を把握したのは原処分後だったとした上で、差押処分は1個の処分であり、その一部に金額の誤りがあり、あるいは一部が存在しなかったとしても、そのことから直ちに当該差押処分の効力に消長を来たすものではなく、また、差押財産よりも滞納金額の方が多いために、超過差押にならないことから、原処分を変更することを要しないと主張する。しかしながら、保険者は平成〇年5月分から平成〇年11月分までの保険料等の徴収権を有しないのであるから、これを徴収するための差押えの処分をすることができないことは明らかである。保険者が援用する〇〇地方裁

判所昭和45年（行ウ）第1号昭和46年4月7日判決（判例秘書・判例番号L02650284）は、本件とは事案を異にし、本件には適切ではない。保険者の意見は失当であり、採用することはできない。

よって、原処分のうち、平成〇年5月1日以降の健康保険料及び厚生年金保険料に係る部分を取り消すこととする。

- 3 以上のとおりであるから、主文のとおり裁決する。